

# 可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】

## 開催要項（東京会場）

平成30年5月25日実施

### 1. 目的

「可搬型階段昇降機」は、階段がバリアになって外出を妨げられている在宅の被保険者にとって、デイサービス等介護サービスを受ける際はもちろんのこと、通院・散歩等の機会を確保し、さらには利用者の生活の質を高める福祉用具として、また、介助者（操作者）にとっては腰痛予防効果のある福祉用具である。ただし、操作を誤ると利用者を転落させる事故につながる可能性があり、昇降操作には操作技術が要求されることから、介護保険制度では、『階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること』並びに『当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行うこと』が、福祉用具専門相談員に義務付けられたところである。

以上により、可搬型階段昇降機安全指導員（以下、安全指導員という。）講習は、家族等が「可搬型階段昇降機」を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具専門相談員を養成することを目的とする。

本講習は可搬型階段昇降機安全指導員講習のうち基礎講習を行うものとする。

### 2. 主催

公益財団法人テクノエイド協会

### 3. 共催

可搬型階段昇降機安全推進連絡会

### 4. 講習内容

可搬型階段昇降機を提供するうえで必要な知識を学ぶ、座学及び修了試験を含む4時間程度のカリキュラムで実施する。【別紙1参照】

## 5. 受講条件

講習受講者の条件は特に設けないものとする。

※ただし、安全指導員資格認定の際には本講習の修了以外の条件が課せられます。  
(詳しくは P7【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】を参照)

## 6. 講習実施日時と会場

- (1) 日時：平成 30 年 5 月 25 日(金) 10:00～16:00
- (2) 会場：公益財団法人テクノエイド協会 会議室  
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階
- (3) 募集定員：52 名

## 7. 申込方法及び受講決定

- (1) 本講習の受講を希望する方は、P5「可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】(平成 30 年 5 月 25 日東京会場) 受講申込書」を申込締切日までに公益財団法人テクノエイド協会へ F A X でお申込み下さい。
- (2) 申込先・お問い合わせ  
公益財団法人テクノエイド協会 担当：湯浅  
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4F  
T E L 03-3266-6884 F A X 03-3266-6885
- (3) 受講申込締切日  
平成 30 年 4 月 27 日 (金) (必着)

※ 受講希望者が定員を超過した場合は、調整させていただきます。

- (4) 受講決定について  
受講決定者には公益財団法人テクノエイド協会より平成 30 年 5 月上旬に受講決定通知書、受講票を送付いたしますので、受講料をお支払いください。なお、受講票は当日会場へお持ち下さい。  
また、受講できない方にもその旨ご連絡いたします。

## 8. 講習受講費用等

- 基礎講習受講料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000円  
(受講決定後お支払いください)
  
- 「可搬型階段昇降機安全指導員講習テキスト 四訂版」代金・・・1,500円  
(基礎講習時に使用します。受講決定通知書をお送りする際に「テキスト申込書」を同封いたしますので、ご購入の手続きをしてください。)

## 9. 基礎講習修了試験再受験について

平成 29 年度基礎講習修了試験において、当協会が定める修了試験合格判定基準に達していない方は、初回の修了試験の日から 1 年以内 1 回に限り再受験出来ます。(受験料は必要ありません。)

再受験をご希望の方は、P5「可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】(平成 30 年 5 月 25 日東京会場) 受講申込書の余白部分に『再受験』とご記入の上、平成 30 年 4 月 27 日(金)までに公益財団法人テクノエイド協会へ FAXでお申込みください。

平成 29 年度以前の方で、再受講をご希望の方は、その旨ご記入の上、所定の方法でお申込みください。(ただし、再受講料 2,500 円(半額)が必要となります。)

## 10. 基礎講習修了証書の交付

基礎講習において全科目を履修し、基礎講習修了試験結果が当協会の定める合格判定基準に達した者を基礎講習修了者とし、当協会理事長名による可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)修了証書を発行します。

## 11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本講習申込者に関する個人情報は、受講承認に係る作業(受講の可否、通知送付等)のみに使用します。
- (2) 本講習受講者に関する個人情報は、講習事業運営に係る作業(受講者名簿の作成、資料の送付、履修状況管理、修了証書の交付等)及び統計資料の作成等のみに使用します。
- (3) これらの個人情報は、公益財団法人テクノエイド協会及び可搬型階段昇降機安全推進連絡会が適切に管理し、上記以外の目的での使用や、本人の了承なく第三者に提供することはありません。

## 平成 30 年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習

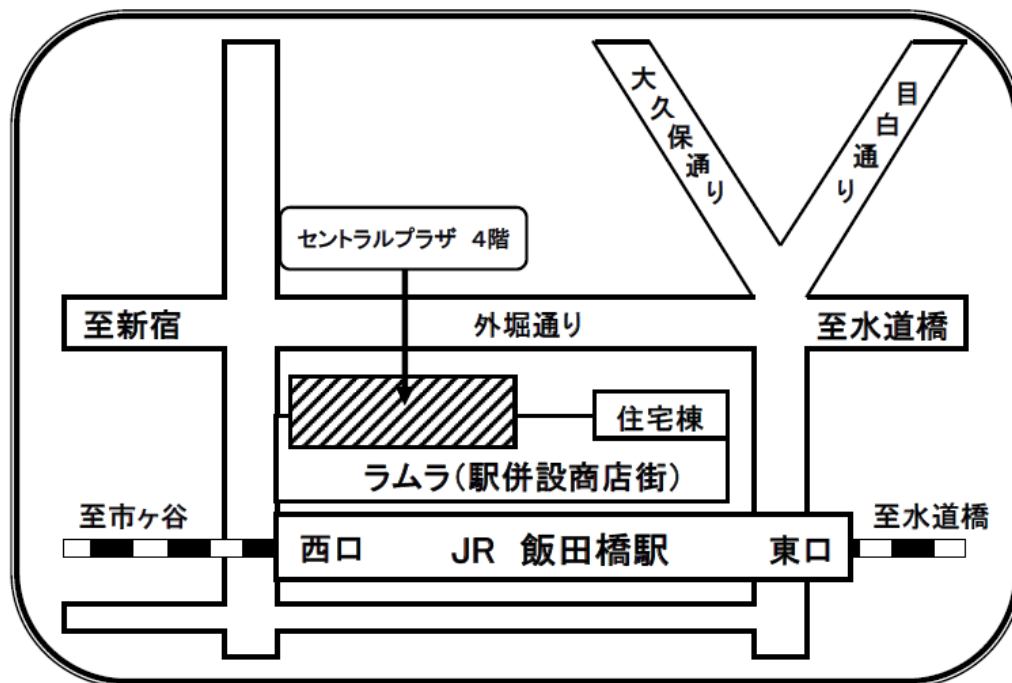
## 基礎講習

【平成 30 年 5 月 25 日 東京会場】

内 容	時 間	
オリエンテーション	10:00～10:15	15 分
可搬型階段昇降機安全指導員の役割と心構え	10:15～11:05	50 分
休憩 11:05～11:15		
可搬型階段昇降機とは	11:15～11:55	40 分
適用範囲と条件	11:55～12:25	30 分
休憩 12:25～13:30 ※13:10～ 可搬型階段昇降機デモンストレーションを行います。ご希望の方はご参加ください。		
貸与までの手順	13:30～14:30	60 分
休憩 14:30～14:40		
事故と安全対策の考え方	14:40～15:20	40 分
休憩 15:20～15:30		
可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習) 修了試験	15:30～16:00	説明・配布:5 分 試験時間:25 分



# 公益財団法人テクノエイド協会 案内図



所在地 〒162-0823  
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4階  
電話番号 03-3266-6883

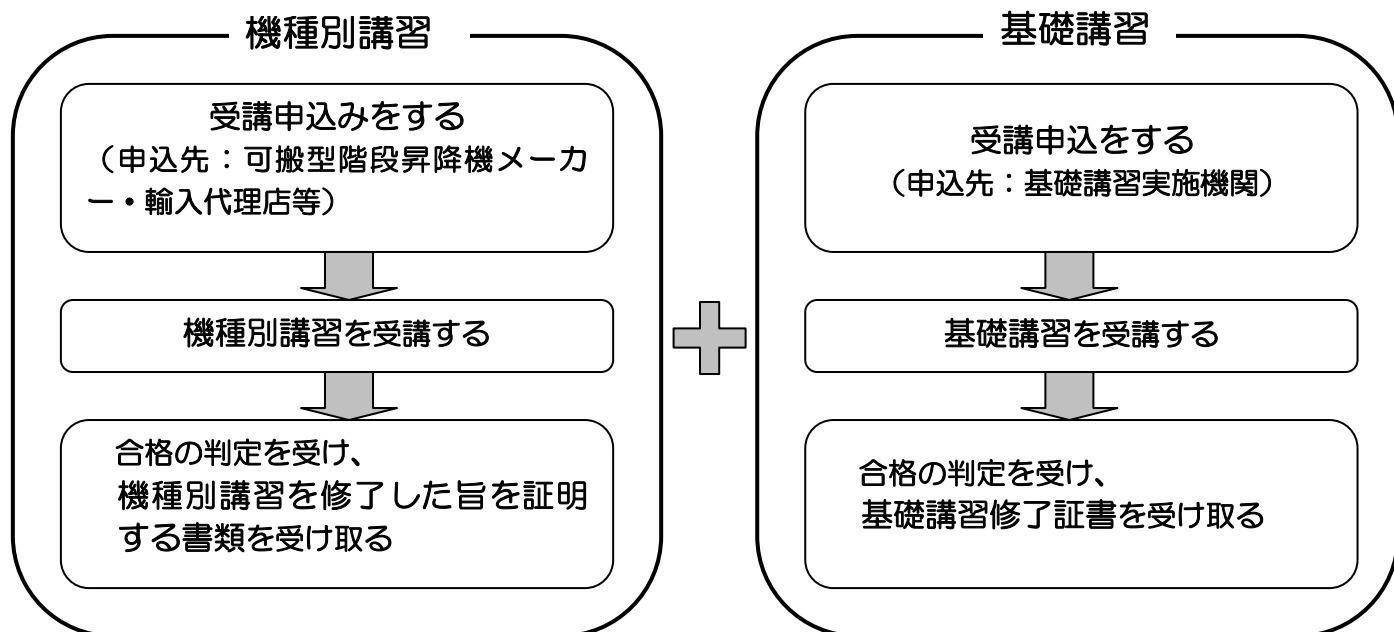
交通案内 JR総武線「飯田橋」駅下車 西口より徒歩2分  
地下鉄・東京メトロ東西線、都営大江戸線  
「飯田橋」駅下車 徒歩5分  
地下鉄・東京メトロ有楽町線、南北線  
「飯田橋」駅下車 徒歩3分

## <可搬型階段昇降機安全指導員資格取得の流れ>

※機種別講習、基礎講習の受講順序は問いません。

機種別講習は費用がかかります。  
詳細は各社にお問い合わせ下さい。

基礎講習受講料 5,000円



※機種別講習を受講合格してから2年以内に申請を行わない場合、機種別講習を修了した旨を証明する書類は無効となります。

### 両講習を修了後

### 可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請

可搬型階段昇降機安全指導員資格認定申請を行う  
(申請先：公益財団法人テクノエイド協会)

- 提出書類：
- ①資格認定申請書
  - ②機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し（※交付から2年以内のもの）
  - ③基礎講習修了証書の写し
  - ④実務経歴証明書
  - ⑤「車の取り扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること」を証明する書類
  - ⑥安全指導員資格証用顔写真
  - ⑦認定手数料払込受領証・領収書の写し

申請費用：認定事務手数料として 3,000円

※申請方法の詳細については

「可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得方法」をご参照ください

(公益財団法人テクノエイド協会HP (<http://www.techno-aids.or.jp/>) 『可搬型安全指導員情報』に掲載)

可搬型階段昇降機安全指導員資格証取得

## 【可搬型階段昇降機安全指導員資格認定条件について】

＜資格証交付申請方法の詳細については『可搬型階段昇降機安全指導員の資格認定条件』を参照＞（当協会HP（<http://www.techno-aids.or.jp/>））

### （１）可搬型階段昇降機安全指導員の認定条件

下記の全ての条件を満たした者に対し、公益財団法人テクノエイド協会が安全指導員として認定する。（安全指導員の資格証を所持していないと、可搬型階段昇降機の操作指導はできません。また、機種別講習を受講・修了した機種のみ操作指導が可能となります。）

- 現在、福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、選定・適合業務（事務・消毒・搬出入のみの業務担当者を除く）に2年以上従事していること
- 車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること※1
- 機種別講習を受講し、合格の判定を受けること※2
- 基礎講習を受講し、修了試験に合格すること

※ 1 車いすの取扱いや移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルとは、i) 公益財団法人テクノエイド協会が実施している「福祉用具プランナー研修」の修了者、ii) 社団法人日本福祉用具供給協会が実施している「福祉用具選定士」の修了者、iii) その他研修等において、実習形式で車いすの取扱い及び移乗介助に関する指導を受けている者（安全指導員講習基礎講習と同時に開催された予備講習受講者等）、iv) その他の資格（介護福祉士等）を所持し、上記に準ずるレベルを有する者を想定している。

#### ・その他上記に該当する主な研修・資格

リフトリーダー養成研修、介護職員初任者研修、介護実習・普及センター、可搬型階段昇降機安全推進連絡会会員企業等が主催する実習形式の「車いす」及び「移乗」関連の研修会等

介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、旧ホームヘルパー2級以上等の資格

#### ・上記に該当しない主な研修・資格

福祉用具専門相談員指定講習、福祉用具供給事業従事者研修会  
社会福祉士、福祉住環境コーディネーター

※ 2 機種別講習を受講合格してから、2年以内に安全指導員資格の申請を行わない者は、申請資格を抹消され、再度機種別講習を受講合格しない限り安全指導員資格の申請は出来ない事とする（機種別講習と基礎講習はどちらを先に受講しても構わない）。



## (2) 安全指導員資格証の交付

前述の資格条件を満たし、安全指導員の資格認定を受けようとする方は公益財団法人テクノエイド協会へ資格証の交付手続きを行ってください。

### ■ 資格証の交付申請方法

下記の①～⑦全ての書類を公益財団法人テクノエイド協会へ郵送してください。(毎月5日必着締切り月末発行)

- ① 資格認定申請書 (当協会指定様式)
- ② 機種別講習を修了した旨を証明する書類の写し  
可搬型階段昇降機安全推進連絡会会員企業が交付したもの  
※交付から2年以内のもの
- ③ 基礎講習修了証書の写し (当協会が交付したもの)
- ④ 実務経歴証明書 (当協会指定様式)
- ⑤ 『車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルであること』を証明する書類の写し  
前項「※1」に該当する研修の修了を証明する書類や資格の取得証明書の写しを提出してください。
- ⑥ 安全指導員資格証用顔写真  
正面、上半身無帽で頭部全体が写っているもので、背景が写っていないもの。(模様のない壁などを背にするのは可)  
JPEG形式の画像データとしフロッピーディスク、CD-R等の記録メディアに保存したものを提出願います。  
(ファイル名に申請者氏名を記載してください)
- ⑦ 認定事務手数料払込金受領証の写し  
(認定事務手数料は 3,000 円/人)

### 【問い合わせ先】

公益財団法人テクノエイド協会 湯浅みさ  
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1  
セントラルプラザ4階  
TEL : 03-3266-6884 FAX : 03-3266-6885